

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
2月1日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林の指定（山陽小野田市）（森林整備課）……………
- 保安林の指定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………
- 森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）……………
- 公告
港湾施設に係る指定管理者の指定（港湾課）……………
- 教委告示
山口県指定無形文化財の保持者の認定の解除……………



山口県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和四年二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

- 山陽小野田市大字厚狭字井手ケ迫二〇三八の一、二〇三八の三、二〇三九の一、二〇三九の三、一一三八三、一一三八五の二、一一三八六の五、一一三八九の一、一一三九一、一一三九一の一、字石東一〇一六六の三、一〇一六六の一〇、一〇一六六の一八、一〇一七六の一、一〇一七六の二、字秋山一〇二〇六の三、一〇二〇六の一

二、宇屋茂字木一九一七の一、一九一七の二、一九一七の四

指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山陽小野田市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山陽小野田市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第十六号

令和四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和四年二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度	
		水源涵養保安林（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。） 阿武郡阿武町	二二八・五六	一三三・〇〇
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。） 山口市（平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。）	九七六・一五	二六〇・八四
大津地区	長門市	四七四・四二	一七八・三五
豊浦地区	下関市	三八一・三三	二〇一・九二

厚東川～厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市	六六四・八一	二五五・二二
樫野川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市及び吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)	二七二・二九	三五一・四五
佐波川	山口市(平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。)	七二九・一九	三八二・〇〇
徳山地区	下松市 周南市(平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。)	四二九・九〇	一八六・四六
田布施川～島田川	光市 周南市(平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。)	一・九四	八二・九五
由宇川～柳井川	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。)	一四・六六	一七六・六〇
錦川下流	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡柳井市、玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。)	五五七・九〇	一四三・六〇
大島地区	大島郡周防大島町	—	六・九八

二 魚つき保安林

阿武町	四・三〇	宇部市	〇・一二	上関町	九・〇二	周防大島町	一一・五〇
萩市	二七・三六	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇六		
下関市	一一・六〇	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		

三 保健保安林

山口県	一二六・六〇
同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)

山口県告示第十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和四年二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

由宇加入区



(四) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」という。)

第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和四年二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

徳山下松港	築港緑地	港湾施設の名称	港湾施設の場所
		港湾の名称	港湾施設の名称
			周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

周南市 周南市岐山通一丁目一番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可(知事が定める港湾施設(以下「指定港湾施設」という。))の使用に係るものに限る。(四及び(五)において同じ。)
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議(指定港湾施設の使用に係るものに限る。))を受けること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出(指定港湾施設の使用に係るものに限る。))を受理すること。

(四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

(五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(六) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和四年二月一日から令和八年三月三十一日までの間



山口県教育委員会告示第一号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第二十七条第七項の規定により、次の山口県指定無形文化財の保持者の認定は、解除された。

令和四年二月一日

山口県教育委員会

萩 焼	山口県指定無形文化財の名称		山口県指定無形文化財の保持者
	野坂 康起	氏 名	
	康 起	雅 号	
	平成十四年山口県教育委員会告示第三号	認 定 告 示	
			死亡年月日
			令和三年十二月十七日

令和四年二月一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市